

## 《武力攻撃に伴う被害の最小化》

■知事は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合等において、現場からの情報により緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、迅速に緊急通報を発令します。また、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、屋内等への退避を指示したり、警戒区域を設定したりします。

## 第4編 復旧等

■県は、武力攻撃災害が発生した場合には、自ら管理する施設及び設備の被害状況を緊急点検するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行います。

■県は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す本格的な復旧の方針に従って実施します。

## 第5編 緊急処理事態への対処

■大規模テロ等の緊急処理事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施します。

## 第6編 市町村基準及び指定地方公共機関基準

■市町村が国民保護計画を作成する際の基準及び指定地方公共機関が国民保護業務計画を作成する際の基準について、記載してあります。

右のマークは、ジュネーブ諸条約の第一追加議定書第66条3に規定されている特殊標章です。

国民保護措置を実施する要員、建物や物品を保護し、避難所を識別するためのものです。



### 参考

#### 愛知県の国民保護

<http://www.pref.aichi.jp/bousai/kokuminhogo/top/kokuminhogo-top.htm>

#### 愛知県国民保護計画の閲覧

中央県民生活プラザ、各事務所県民生活プラザ

国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

発行 愛知県防災局防災課 平成18年3月

国民保護計画に関する業務は、平成18年4月1日から防災局災害対策課が担当します。

# 愛知県国民保護計画を作成しました

国民保護とは、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、住民の避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を迅速・的確に行うため、愛知県は、この度、国民保護法第34条第1項の規定により、国の基本指針（国民の保護に関する基本指針）に基づいて、愛知県国民保護計画を作成しました。

## 第1編 総論

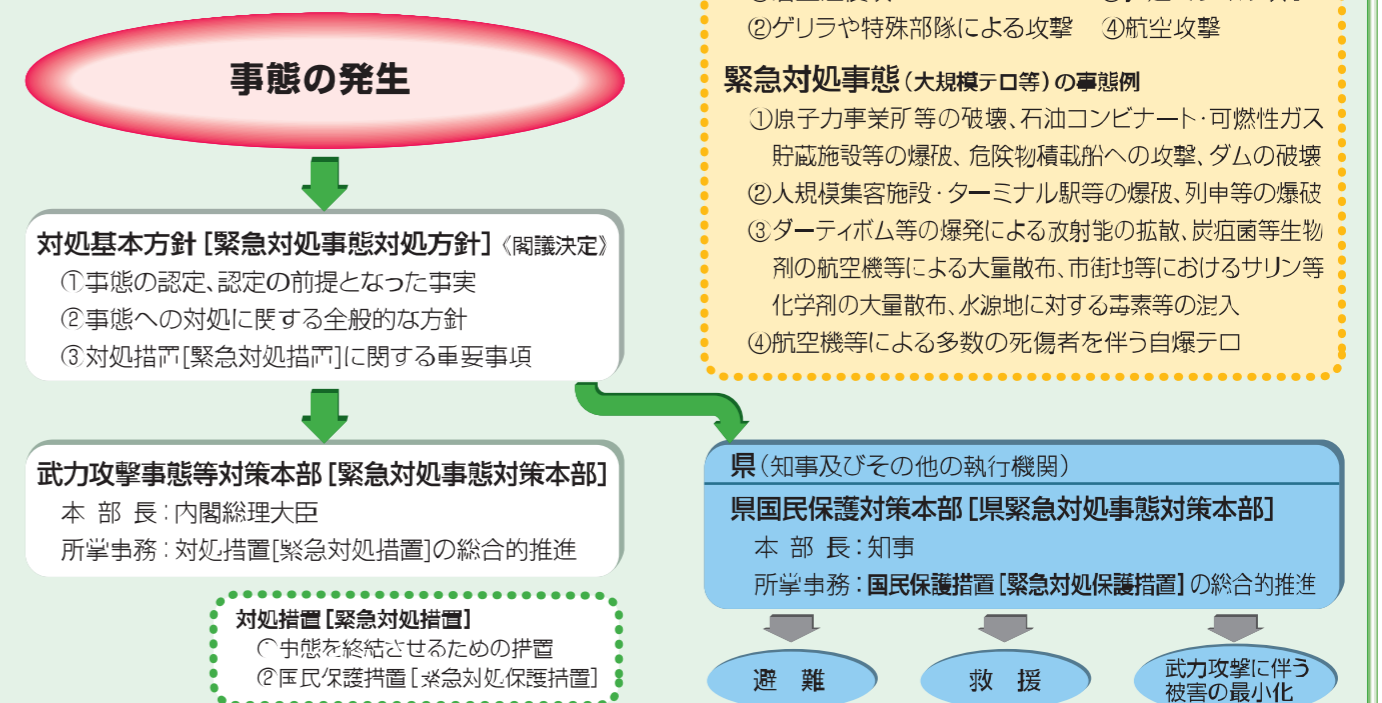
■県には、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び緊急処理事態において、次の2つの責務があります。

- ①自ら国民保護措置等（国民保護措置及び緊急対処保護措置）を実施すること
- ②県の区域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進すること

■県の基本的な方針は、国民の協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期すことですが、この場合の留意点は次のとおりです。

- ①基本的人権の尊重
- ②国民の権利利益の迅速な救済
- ③国民に対する情報提供
- ④関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤国民の協力
- ⑥指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重  
その他の特別な配慮
- ⑦高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ⑧国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

### 国民保護措置等の流れ



## 第2編 平素からの備え

■県は、広域にわたる避難、NBC攻撃（核物質・生物剤・化学剤を用いた攻撃）等、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に特有の事項にも対応できるよう、平素から、国の機関を始めとする関係機関との連携体制の整備に努めます。

■県は、国に協力して、国民保護措置等の重要性、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型等に応じて避難に当たって住民が留意すべき事項や交通規制が行われた場合に車両の運転者がとるべき措置等について、住民に周知していきます。

武力攻撃事態等においては、住民の皆さま一人ひとりが適切な行動をとる必要があります。そのため、日頃から、事態に遭遇した場合にどのように対応したらいいのか、その際に必要なものは何かなどについて、家族を含めて心得ておくこと、備えておくことが、とても大切です。

国民保護ポータルサイト（内閣官房）に、「武力攻撃やテロなどから身を守るために」という冊子が掲載されています。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 《避難について》

■知事は、国の対策本部長から避難措置の指示を受けたときで要避難地域を管轄する場合は、避難先の割当、避難の時期、避難経路や運送手段について総合的に判断し、市町村長を経由して、直ちに、住民に避難を指示します。この場合、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、避難先地域の都道府県知事と、あらかじめ、避難住民の受入予定地域や避難の方法等について協議します。

避難に当たっては、市町村長が、避難の経路や手段などを記載した避難実施要領を定め、住民の皆さまに伝達することになっています。市町村が行う誘導に従って、適切に避難してください（自家用車による避難は原則禁止）。

■近隣地域への避難は、徒歩による避難、一方、広域的な避難では、主として鉄道による避難を基本とします。

■大都市における避難は、順次他地域へ避難する場合と近隣の屋内施設などへ避難する場合があります。

■半島部、中山間地域などの公共交通機関が限られている地域においては、地理的条件や地域の交通事情などを勘案して、必要に応じ、自家用車による避難もあります。

■島部における避難については、船舶及びヘリコプターを確保し、避難を指示します。

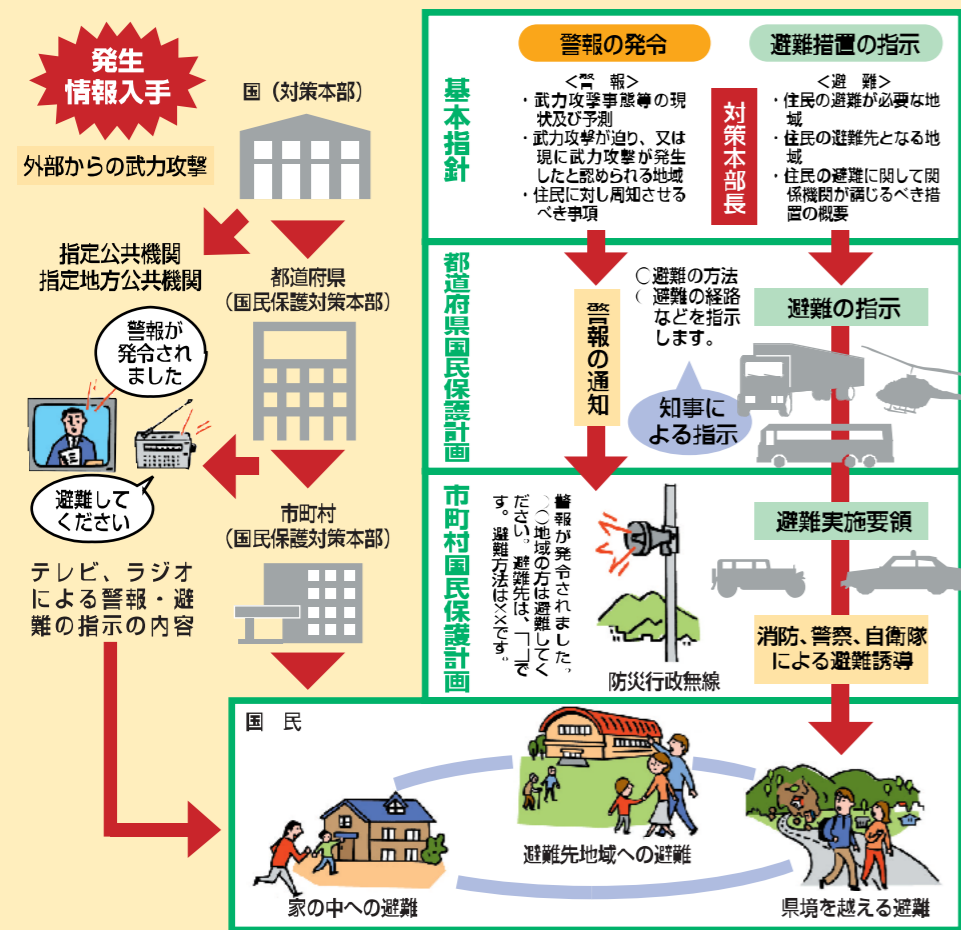
### 《救援について》

■知事は、救援を必要としている避難住民や被災者に対して、収容施設の供与、食品・飲料水や生活必需品の給与・貸与、医療の提供・助産などの救援のうち、必要なものを行います。

住民の皆さまには、行政機関が実施する避難住民や被災者への救援を始め、避難住民の誘導、被災者の救助などに関して、御協力を要請することがあります。こうした場合には、自発的に御協力いただくようお願いいたします。

■知事は、市町村長から報告を受けた避難住民や武力攻撃災害により死傷した住民に関する安否情報及び自ら収集した安否情報について、情報の正確性を確保するように努めます。一方、住民からの安否情報の照会については、個人の情報の保護に十分留意しつつ、回答します。

### 避難のしくみ



### 救援のしくみ



### 武力攻撃に伴う被害の最小化

